

公 告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営津南第二地区 区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域農業農村総合整備）事業計画を変更するための関係町長との協議に当たり、同条第6項で準用する第87条の2第8項の規定により関係書類を縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第6項で準用する第87条の2第9項の規定により、令和8年5月19日（縦覧期間満了日）までにこの公告をした者に意見書を提出することができます。

令和8年4月15日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画概要書（変更）
- 2 縦覧に供する期間
令和8年4月16日から令和8年5月19日まで（閉庁日を除く20日間）
- 3 縦覧に供する場所
津南町ウェブサイト
- 4 意見書の提出の方法
次のいずれかの方法によってください。
 - （1）新潟県十日町地域振興局農業振興部に郵送する。
郵便番号 948-0037
所在地 十日町市妻有町西2-1
 - （2）新潟県十日町地域振興局農業振興部庶務課農用地係に持参する。
 - （3）新潟県十日町地域振興局農業振興部にファクシミリで送付する。025-757-6110
 - （4）新潟県十日町地域振興局農業振興部の電子メールアドレスに送付する。
ngt111740@pref.niigata.lg.jp
- 5 その他
県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域振興局等において閲覧等により公表します。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。
なお、公表の際には住所氏名は公表されません。